

教第 7 号議案

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する意見公募手
続きの実施について

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する意見公募手続
きの実施について、議案として下記のとおり提案する。

令和 8 年 7 月 7 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則に関する意見公募手続きの実施
について

児童生徒課

意見公募手続きについて

意見公募と改正の内容について

- ・意見募集の期間：令和8年7月9日（木）～8月10日（月）[予定]
- ・改正内容：別紙参照

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則（案）の概要

1. 改正の趣旨

神戸市では、将来に渡って子供たちが多様な活動に参加できる機会を確保するため、2026 年中に部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「KOBE ◆ KATSU（コベカツ）」の開始に向けて取り組みを進めています。

令和8年9月より、コベカツが開始するにあたり、コベカツクラブが中学校施設を利用するにあたっての手続きを定めるために、必要となる事項等を定めます。

2. 改正等の概要

コベカツとして中学校及び義務教育学校の学校施設を使用する場合の規定を追加

- ① 使用許可
 - ・コベカツとして使用する場合の規定を追加
- ② 使用を許可する施設等
 - ・コベカツとして使用する場合、特別教室を使用できるように改正
 - ・コベカツとして使用する場合、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じコベカツクラブを優先して使用を許可できるように規定を追加
- ③ 使用料の免除
 - ・コベカツとして使用する場合、申請に基づき免除すること
- ④ 学校施設の使用の手続き等
 - ・コベカツクラブは神戸市教育委員会が指定するシステムにより申請すること
 - ・神戸市立中学生、神戸市立義務教育学校後期課程、神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めない時には、使用許可を撤回し、又は使用を停止する場合があること

3. 施行予定日

公布の日から施行

<u>学校及び義務教育学校の学校施設に限る。)</u>に使用する場合に許可することができる。 3 〔略〕 4 <u>教育長は、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合には、条例第6条第4項の趣旨に照らし、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じ、コベカツクラブを優先して使用を許可することができる。</u> （使用を許可しない施設） 第4条 〔略〕 2 <u>教育長は、前項第4号の規定にかかわらず、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合は、家庭科教室を含む特別教室の使用を許可することができる。</u> （学校施設開放事業） 第16条 〔略〕 2 <u>学校施設開放事業</u>に関し必要な事項は、別に教育長が定める。 （コベカツのための利用申請等） 第17条 コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設を使用する場合は第9条から	3 〔略〕 （使用を許可しない施設） 第4条 〔略〕 （学校開放事業） 第16条 〔略〕 2 <u>学校開放事業</u>に関し必要な事項は、別に教育長が定める。
---	--

第11条まで、第13条及び第15条の規定は適用しない。

2 コベカツクラブは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を申請するにあたっては、教育長に対して、使用するまでに、学校施設使用申請システムを用いて申請をしたうえで、その許可を得なければならない。

3 教育長は、前項の申請に対して使用の可否を決定したときは、申請者に対し、学校施設使用申請システムによりその結果を通知するものとする。

4 中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブが、許可された事項を変更しようとするときは、前2項の規定に準じて、教育長の許可を受けなければならない。

5 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブに対し、使用許可を撤回し、又は使用を停止させることができる。

(1) コベカツクラブが使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。

(2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。

(3) 神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校後期課程又は神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めないとき。

6 教育長は、コベカツに参加する生徒の心身の健全な発達に配慮する必要があることを踏まえ、別表の規定にかかわらず、コベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可することのできる時間を別に定めることができる。

7 前6項の規定のほか、コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設利用に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表（第5条関係）

[略]

備考

コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設の使用に係る別表の適用については、別表中「家庭科教室」とあるのは「特別教室」とする。

(施行細目の委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表（第5条関係）

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。